

検体検査実施料 新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2020年10月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1030第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（2020年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、2020年11月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D001 尿中特殊物質定性定量検査					
10	トリプシノーゲン2	免疫クロマトグラフィー法	105	尿・糞便等 34	*

[注]下線部が追加変更されました。

*:免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合には、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン(尿)の所定点数を準用して算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合にあつて、区分番号「D007」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ1を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

以上